

広島県選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年三月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、三四四
広島市東区	三一、九六〇
広島市南区	三六、九八五
広島市西区	四八、九一一
広島市安佐南区	五七、四九五
広島市安佐北区	四一、五一三
広島市安芸区	二〇、六五七
広島市佐伯区	三六、〇〇五
呉市	六九、一二〇
竹原市豊田郡	一一、〇六二
三原市世羅郡	三三、五五三
尾道市	四一、九七四
福山市	一二四、六五〇
府中市神石郡	一五、九五六
三次市	一六、二三〇
庄原市	一一、九三三
大竹市	八、二五七
東広島市	四六、八七七
廿日市市	三一、七五六
安芸高田市	九、一九八
江田島市	八、三二一
安芸郡	三一、六四二
山県郡	七、九六七